

令和7年度広報研修事業にかかる 公募型プロポーザル選定方法及び審査基準

1 選定方法

参加した事業者から提案された「研修企画書（実績調書（様式5）、研修企画書（事業概要）（様式6）、研修企画書（個別カリキュラム）（様式7）、研修企画書（プレゼンテーションシート）（様式8）、講師プロフィール（様式不問）、経費見積書（全体・内訳）（様式9）及びその他添付書類）」及びプレゼンテーションについて、選定会議の委員が審査基準に基づき審査を行い、採点する。

その採点結果をもとに、大阪市政策企画室長は最も優れた事業者を契約相手方として決定する。

2 プレゼンテーションの実施

- 1) プレゼンテーションにおいて、事業者の説明時間は15分～20分程度とし、その後10分程度質疑応答を行う。
- 2) 説明は研修企画書に基づき行うものとするが、同一の内容であればパワーポイント等スライドを使って説明することも可とする。
- 3) 参加した事業者が1社の場合にもプレゼンテーションを実施し、審査を行う。

3 審査基準

- 1) 各審査項目について、次の着眼点により絶対評価で審査・採点する。
 - (1) 業務目的及び業務内容の理解度
 - ① 本研修事業の目的や市広報業務の課題を正しく理解しているか
 - ② 仕様書に整合した研修カリキュラム（内容や進め方など）となっているか
 - (2) 各研修の有効性・創造性
 - ③ 各研修は、受講者のスキルアップなど、具体的に効果の期待できるカリキュラムとなっているか
 - ④ 民間事業者ならではのノウハウや手法が、効果的に活かされた提案内容となっているか
 - ⑤ ワークを効果的に活用した提案内容となっているか
 - (3) 講師・実施体制等
 - ⑥ 講師は、広報・情報発信・研修に関する専門知識を有しているか
 - ⑦ 講師は、官公庁・民間企業等において、広報に関する研修実績を有しているか
 - ⑧ 本研修事業の実施にあたり、適切な実施体制が確保されているか
 - ⑨ 事業者は、本研修事業を円滑に管理運営できる能力（プロジェクトマネジメント、講師のコーディネートなど）を有しているか。
 - ⑩ 事業者は、官公庁・民間企業等において、広報に関する十分な研修実績を有しているか
 - (4) その他
 - ⑪ 経費見積書の金額・積算内容は、期待できる研修効果に対して妥当か

2) 採点は次の指標に基づき行う。

指標 (%)	
非常に的確／非常に効果的／非常に優秀	81～100
的確／効果的／優秀	61～80
やや不十分	41～60
不十分	21～40
不適格	0～20

4 審査手順

- (1) 選定会議の委員は、企画書及びプレゼンテーションについて採点を行う。
- (2) 下記（5 配点）審査項目（1）～（4）ごとに、各委員の合計点が満点の6割以上の事業者のうち、採点の合計点が最も高い事業者を契約候補者（委託予定事業者の候補）とする。合計点の最も高い事業者が複数あった場合は、次の審査項目の順に点数を比較し、点数の最も高い事業者を契約候補者とする。それでもなお差がつかない場合は、くじ引きにより決定する。
 - ① 『(2)各研修の有効性・創造性』の合計点（各委員の合計点）
 - ② 『(3)講師・実施体制等』の合計点（各委員の合計点）
 - ③ 『(1)業務目的及び業務内容の理解度』の合計点（各委員の合計点）

5 配点

各審査項目における配点は次のとおりとする。

審査項目	着眼点	配点	関連様式
(1)業務目的 及び業務内 容の理解度 (25点)	① 本研修事業の目的や市広報業務の課題を正しく理解しているか	10	様式6 様式8
	② 仕様書に整合した研修カリキュラム（内容や進め方など）となっているか	15	様式7 様式8
(2)各研修の 有効性・ 創造性 (35点)	③ 各研修は、受講者のスキルアップなど、具体的に効果の期待できるカリキュラムとなっているか	15	様式7 様式8
	④ 民間事業者ならではのノウハウや手法が、効果的に活かされた提案内容となっているか	15	様式8
	⑤ ワークを効果的に活用した提案内容となっているか	5	様式7
(3)講師・ 実施体制等 (30点)	⑥ 講師は、広報・情報発信・研修に関する専門知識を有しているか	10	講師プロフィール
	⑦ 講師は、官公庁・民間企業等において、広報に関する研修実績を有しているか	5	講師プロフィール
	⑧ 本研修事業の実施にあたり、適切な実施体制が確保されているか	5	様式6
	⑨ 事業者は、本研修事業を円滑に管理運営できる能力（プロジェクトマネジメント、講師のコーディネートなど）を有しているか。	5	様式8
	⑩ 事業者は、官公庁・民間企業等において、広報に関する十分な研修実績を有しているか	5	様式5
(4)その他 (10点)	⑪経費見積書の金額・積算内容は、期待できる研修効果に対して妥当か	10	様式9
合計		100	—

※なお、上記選定方法及び審査基準は、第1回選定会議において委員に意見を求め最終決定する。変更がない場合は原案どおりとする。